

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
省エネルギー小委員会 小売事業者表示判断基準ワーキンググループ（第7回）

日時 令和3年3月12日（金）14：00～14：47

場所 オンライン

（1）開会

○神取省エネルギー課課長補佐

では、定刻になりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会小売事業者表示判断基準ワーキンググループ第7回を開催させていただきます。

私は、事務局を務めさせていただきます資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課の神取でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、オンラインでの開催といたします。

また、審議は公開とし、議事録は後日、御確認後に公表させていただきます。

なお、一般傍聴については、インターネット中継にて配信しております。後日、ウェブでの視聴も可能とします。

次に、委員の出欠状況について御報告させていただきます。本日は、佐々木委員が御都合により欠席されていますが、そのほかの委員の皆様は御出席いただいております。

また、機器のメーカー、小売事業者、エネルギーの業界団体の皆様にオブザーバーとして御参加いただいております。お忙しい中、ありがとうございます。

それでは、ここからの議事の進行を渡辺座長にお願いしたいと思います。

渡辺座長、よろしくお願いいたします。

（2）議事

①温水機器の料金単価の設定について（案）

○渡辺座長

渡辺です。本日もよろしくお願いいたします。

早速ですが、これより議事に入りしたいと思います。

初めに議題1「温水機器の料金単価の設定について（案）」を事務局より御説明、お願いいたします。

○神取省エネルギー課課長補佐

では、事務局から、資料1に基づきまして、「温水機器の料金単価の設定について（案）」を説明させていただきます。

まず、スライド1になります。

前回のワーキンググループで御意見いただいた内容を、スライド1及びスライド2に整理させていただいております。料金単価を東京・大阪の基準に設定すべきではないかといった意見を除き、前回のワーキンググループで御了承いただきました。

料金単価につきましては、スライド2、意見⑥になります。ラベル表示は、東京・大阪の外気温度で4人世帯の給湯負荷を基準にするのであれば、料金単価も東京・大阪の4人世帯の単価に合わせるべきではないか。このような御意見をいただきました。このため、この御意見に関する内容が本日の審議事項になります。

次に、スライド3にまいりまして、前回ワーキンググループでの温水機器の料金単価の設定方法について説明いたします。

前回のワーキンググループで提案した料金単価は、全国の平均的な値となっております。

リード文の下表に、エネルギー源ごとに料金単価の設定方法を整理しております。

まず、都市ガスについてです。単価設定に当たりましては、ガス取引法を利用しております。地域につきましては、こちら、記載の7地域に分類されております。単価の算出方法については、地域別の販売額の合計を地域別の販売量の合計で割ることで単価を算出しております。単価は180円とさせていただいたところです。この単価について、1点補足させていただきます。ガス取引法は月ごとに販売額と販売量を公表しております。このため、月ごとに単価を算出することが可能です。この月ごとの単価を単純平均した値が180円になります。一方で、180円の下に171円と記載しております。こちらは、各月の販売量で加重平均したものになります。こちらも参考までに掲載させていただいております。

次に、LPガスと灯油について説明いたします。単価設定に当たりましては、家庭部門のCO₂排出実態統計調査を利用しております。地域につきましては、記載の10地域に分類されております。単価の算出については、地域別の世帯当たりの支払金額を地域別の世帯数で加重平均した値を地域別の世帯当たりの消費量を地域別の世帯数で加重平均した値で割ることで算出しております。この統計は、サンプル調査なので、このような計算になってございます。LPの単価は769円、灯油の単価につきましては88円とさせていただいたところでございます。

次に、電気温水機器の電気単価について説明いたします。単価の設定に当たりましては、電力会社のアンケート、WEBプロなどを利用させていただいております。地域につきましては、み

なし小売電気事業者10社、旧電力会社10社の地域になります。算出方法につきましては、前回のワーキンググループの資料を参考までに8ページに掲載させていただいております。単価につきましては、22円とさせていただいたところがございます。

次に、スライド4、東京・大阪での温水機器の料金単価の設定方法について説明いたします。

統計等の集計値は都道府県別に分かれておりませんが、東京・大阪を含む地域での料金単価は、スライドの表のとおり、設定可能となっております。

まず、都市ガスについてです。地域を関東・近畿の2地域に限定した場合、単価は170円、こちらは月毎の単純平均した値になります。月毎の加重平均した値は162円になります。

次に、LPガスと灯油についてです。地域を関東甲信・近畿の2地域に限定した場合、LPガスの単価は706円、灯油の単価は88円になります。

次に、電気温水機器の電気単価です。電気温水機器につきましては、寒冷地仕様以外と寒冷地仕様に分かれておりますので、単価もそれぞれ分けて設定しております。まず、寒冷地仕様以外でございます。東京電力・関西電力の2社に限定した場合、単価は23円になります。次に、寒冷地仕様の場合でございますが、北海道電力・東北電力に限定した場合、単価は20円になってございます。

続きまして、スライド5で、東京・大阪の4人世帯でのガス温水機器の都市ガス単価の設定方法について説明いたします。

単価の設定方法に当たりましては、スライドに記載した手順①から⑥になります。

まず、手順①でございます。建築物省エネ法に基づくWEBプログラムにて、ガス温水機器を用いる6地域、こちら、東京・大阪等の地域になります。この6地域かつ4人世帯の住宅の年間ガス使用量を算出します。これを算出したところ、2万6,090メガジュールになります。これを1平方メートル当たり45メガジュールで換算すると、年間のガスの使用量は579.8立方メートルになります。

次に、手順②でございます。手順①で算出した年間ガス消費量を、ガス取引法の関東・近畿の月別ガス販売量を基に、月別の案分をいたします。上の表が月ごとのガス販売量の割合になります。下の表が月ごとのガス使用量という形になってございます。

次に、手順③でございます。手順②で算出しました月別ガス使用量と東京ガス及び大阪ガスの一般料金より月別のガス料金を算出し、それを足し合わせて年間ガス料金を求めます。この年間ガス料金を年間ガス消費量で割り算し、その値に原料調整費を加算いたしまして、東京ガス及び大阪ガスのガス単価をそれぞれ求めます。

次に、手順④でございます。東京ガスの単価と大阪ガスの単価を、東京ガス及び大阪ガスのそ

それぞれの家庭用ガス販売量の割合で加重平均することで、ガス温水機器のガス単価を設定いたします。

次に、手順⑤でございます。これまで計算は1立方メートル当たり45メガジュールで計算しておりましたが、小売事業者表示制度の換算係数である1立方メートル当たり46.05メガジュールでガス単価を換算し直します。

最後手順⑥でございます。これらの計算したところ、ガス温水機器の都市ガスの単価は156円となります。

スライド6は、スライド5で説明した内容になります。

スライドの上に、ガス温水機器の都市ガス単価の算出式を記載しております。これは、スライド5の手順④に該当するものを計算式で示したものになります。

また、スライドの真ん中に、各社の都市ガスの単価の算出方法を記載しております。これは、スライド5の手順③に該当するものを計算式で示したものになってございます。

次に、スライド7、温水機器の料金単価（案）について説明いたします。

温水機器の料金単価といたしましては、①東京・大阪の4人世帯の平均単価、②東京・大阪を含む地域の平均単価、③全国平均単価が考えられます。

ラベルの基準である東京・大阪の4人世帯にできる限り近づける方針として、都市ガスは①東京・大阪の4人世帯の平均単価、その他、LPガス、灯油、電気温水機器の電気については、東京・大阪の4人世帯の平均単価の設定が難しいことから、東京・大阪を含む地域の平均単価、②を活用したいと考えております。

リード文の下の表の赤枠で囲っているものが活用したい単価になります。まず、都市ガスについては156円、LPガスにつきましては706円、灯油につきましては88円、電気温水機器の電気につきましては、寒冷地仕様以外のものが23円、寒冷地仕様のもので20円、このように設定できればと考えております。

最後に、表の一番下の行にガス温水機器の都市ガスのラベルのイメージを記載させていただいております。赤枠で囲っているところが、何の単価を使っているかを示してございます。

最後に、スライド8でございます。

スライド8は前回のワーキンググループの資料で、電気温水機器の電気単価の算出方法を示したものでございまして、参考までに今回掲載させていただいております。

以上で、資料1の説明を終了させていただきます。

○渡辺座長

ありがとうございます。

それでは、議題1について、御意見、御質問等をお受けしたいと思います。

御質問等におかれましては、資料の何ページかをお示しいただいた上で行っていただきますよう、お願いいたします。

前回と同様に、初めに委員の皆様にご意見等をいただき、その後、オブザーバーの皆さんから御意見をいただくという順番に進めさせていただきます。時間の関係で、発言を希望される方は、オブザーバーの方も含めて、チャット機能でその旨御連絡をいただければと思います。

質問への回答は、事務局からの回答は、時間の都合もありますので、委員、オブザーバーの皆さんから御意見いただいた後、まとめて回答させていただきます。

それでは、発言希望の方は、チャット機能でその旨御連絡ください。

それでは、委員の方から御指名させていただきます。中村委員、お願いします。

○中村委員

ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○渡辺座長

聞こえます。

○中村委員

ありがとうございます。

説明ありがとうございました。

今回の料金設定については、注釈に書かれている計算条件に近い実態を加味した設定になったということで、これについては、私のほうから特段に意見はございません。

一方で、QRコードに掲載する地域別・人数別の料金については、今回の単価を用いて一次エネから求めた換算係数で地域別や人数別の使用料金を計算されるようになると理解しているのですが、この点が間違いないかを確認させていただければと思います。

いずれにしても、前回御提案いただいた、今日御提示いただいている3ページの全国値と、今回の御提案では特定の地域と全国平均で数十円の差があることを示していただき、今回は補正係数で補正して算出するという形にはなっていますが、この求め方、やり方については、まだまだ課題があるのではないかと私は思っております。今回は、御提案の方法で地域別の単価を計算されることとなりますが、消費者の実態に沿った料金の表示を目指すという意味では、地域別には統計データ、今回も示していただいたような統計データもあるわけですので、それらの値と比較して大きな乖離がないかという点は、今後もきちんと確認しておいていただければと思います。

最後ですけれども、あくまで料金は目安であって、燃料の異なる機種同士の省エネ性能の多寡を正確に示すものではありませんので、消費者に誤解を与えないように、省エネ性能に優れた機

種の情報提供に努めていただければと思います。

以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

続きまして、天野委員、お願いいたします。

○天野委員

ありがとうございます。

ほぼ、今の中村委員の意見と同じです。

1点目は、前回申し上げました、東京・大阪の単価を考慮した工夫をいただいたという点については評価をしたいと思います。

ただ、今、中村委員の発言にもありましたように、例えばJ I Sのデータの条件が4人世帯であるため、該当の多い2人世帯ではなく4人世帯のデータの表示となっている件については、可能なデータの条件が得られようになれば、適宜見直しをしていていただきたいですし、そのことは多分この後の議題の、取りまとめにも少し反映はいただいていると思いますが、その点を確認させていただければと思います。

また、当てはまらないケースはQRコードで対応が原則という条件での表示ということになりますので、この条件での表示について、熱源の異なる機種の間で、消費者に誤解を与えないような、適切な啓発や表示、表記をしていただきたいと思います。

以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

続きまして、村上委員、お願いします。

○村上委員

どうもありがとうございます。

東京・大阪という地域に特化した計算をし、それを表記するという方向で調整いただきまして、どうもありがとうございました。その結果、数値自体が東京・大阪の4人世帯の平均的なものであるということを明確に伝えることができ、理解しやすくなったと私も思っております。

しかも、7ページにございますように、その条件をちゃんとここに、緑のところに書いていただいていることで、「あ、私は東京だけど2人世帯だな」とか、「私は北海道だから全然違うんだな」とか、見る方が、この数値が自分に近いのかそうでないのかということが理解できて、QRコードにアクセスしようというきっかけにもなるのではないかなと思いますので、そういう意

味でもよかったのではないかと考えております。

以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

それでは、委員の方の発言希望が終わったということでよろしいでしょうか。

オブザーバーの方に発言をしていただきます。それでは、川上さん、お願いいたします。

○川上オブザーバー

川上です。聞こえますでしょうか。

○渡辺座長

聞こえます。

○川上オブザーバー

御説明ありがとうございました。

私からは2点ほど意見を述べさせていただきたいと思います。

1点目につきましては、ラベル案の文言のところですね。

東京・大阪の外気温を前提に関してでございます。この表現、ここは表現だけの問題かとも思っておりまして、WEBプログラムの地域設定でデフォルト値となっている6地域を基準にするということで、もともと当初は取りまとめされたものと考えております。ラベル表現で、6地域前提にというように使用者に分かりにくいので、6地域に含まれる代表都市という意味合いで、ラベル表示には「東京・大阪」ということを使ったと私認識しておりまして、6地域という、省エネの地域区分のマップ見ていただけると、東京・大阪だけではなくて、都心部の名古屋であったり、福岡であったり、さらには東京よりも以西の太平洋側、瀬戸内海側ということで、かなり広範囲なエリアが包含されております。という意味においては、東京・大阪の限定した料金を表示するというのは、私自身はちょっと違和感を感じております。

前回、省エネ課の江澤課長様のほうからも、全国平均単価でも東京・大阪の料金傾向を反映されているというお話があったと私は認識しておりますが、もしそうであるなら、東京・大阪の単価ということではなく、ほかの代表都市、名古屋、福岡という単価も含めて見直すこともありかというふうにも私は思いましたけれども、手間も時間も非常にかかるので、ラベル自身が全国统一ラベルであり、また、限られたラベルのスペースであるということにおいては、やはり全国平均単価を表示するほうが私はちょっとしっくりいくのかなというふうに思っております。

それとあと、資料1の7ページのところで、①、②、③の単価の設定がありましたけれども、その部分については、ある一部の熱源は①を使って、それ以外は②の単価を使うという表になっ

ていたかと思うんですけども、これは、私は、ちょっとベースが異なっていてバランスが悪いのかなと考えております。ということであれば、その資料7の②を共通単価として、各熱源の単価として使うということが一つ考えられるのかなというふうに考えております。

以上です。すみません、少し長くなりました。

○渡辺座長

ありがとうございます。

それでは、本荘さん、お願いします。

○本荘オブザーバー

日本ガス協会の本荘です。聞こえますか。

○渡辺座長

聞こえます。

○本荘オブザーバー

それでは、よろしくお願いします。

まず、今回の御提示いただいた経済産業省さんの案について、ガス協会として賛成させていただきます。

今回、御提案があったのは東京・大阪の4人家族ということ、この条件にできるだけ近い表記にしていこうとの考え方で、資料1の7ページに関しては、①から③の中で一番近い表記ということで、ガスに関しては①を、それ以外に関しては②を選択されたと思っています。これは、できるだけ経済産業省さんも①に近づきたいものの、できるものだけを対応した、と思っており、電気に関しても、完全に②というわけではなく、①と②の間になるのかなと、特に電気温水器関係の単価については、そのような認識をしておりますので、これで消費者に対しては、できるだけラベルの表示と数字が近いところに、できるだけ寄せようという意思がよく見えていると思っています。

ただ一方で、委員の先生方からもありましたけれども、QRコードは、なかなか選択肢として誤認される場合が今後もあるかもしれませんので、使い勝手等で、実際に使った場合に何か課題があるようであれば、消費者の立場に立って、速やかに制度変更というのは引き続き検討をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○渡辺座長

ありがとうございます。

岡村さん、お願いします。

○岡村オブザーバー

電事連、岡村でございます。聞こえておりますでしょうか。

○渡辺座長

聞こえます。

○岡村オブザーバー

このたび、お取りまとめいただきまして、どうもありがとうございます。

消費者への給湯器の選択において、入り口であるラベル表示と、QRによって丁寧に情報提供するという、大きな方向性につきまして賛同いたします。

その上で、特に今後のフォローという観点から、2点だけ申し上げさせていただければと思います。

1点目でございます。東京・大阪に表示を今回絞り込んだことで、東京・大阪の方が、実際は自分の料金で比較するべきところ、ラベルをそのまま認識した上で、QRにアクセスしなくなるのではないかと。せっかくの丁寧な表示を行っているということに対して、少し逆効果になってしまう。QRへの誘導が薄れてしまうんじゃないだろうか、特に東京・大阪の方にはというふうな懸念が少々ございますので、QRアクセス等の回数もフォローいただくなどして、時期を見て、必要に応じて軌道修正をお考えいただけたらと思っています。

また、いわゆる星マーク、多段階評価におきましては、省エネ機器促進の観点から、ガスの省エネ機器と従来型の給湯器の差を広く補正したということが行われております。

一方で、今回、目安の料金表示については、単価は減されたわけですので、ラベルに表示される絶対額の差自体は縮まったということになりますので、ラベリングに本来求める効果というのが真に発揮できるか否か、これはちょっとフォローというのは難しいのかもしれませんが、可能でありましたら、運用後に御検証されてはどうかというふうに思っています。

以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

発言は以上でよろしいでしょうか。

それでは、事務局から回答をいただきたいと思えます。

○江澤省エネルギー課長

経済産業省、省エネ課長、江澤でございます。

本件、議論を経て、皆さんに納得していただけるような案に近づけてまいりました。ありがとうございます。

それで、私から1点申し上げたいのは、日冷工、川上オブザーバーからありました御意見と、それから、村上委員から御指摘のあった点です。村上委員からは、北海道といった地域についてはQRコードにアクセスしやすくなるのだということでありまして、日冷工、川上オブザーバーからは、もともと6地域を念頭に置いた測定だったはずだけれども、東京・大阪よりも広範囲なので、少し違和感があるんだということでございました。

もともと測定を6地域の条件で測定するってことだったんですけれども、料金に関しましては東京・大阪という分かりやすさを追求しようとしたわけでございますけれども、実際にやってみますと、料金単価は東京・大阪とその他の6地域で少し差があるので、ここでは東京・大阪と書かしていただいて、東京・大阪の方であれば測定条件はこの6地域になるということが含意なわけでございますけれども、料金については東京・大阪の数字を拾ったということでございまして、それはまさに、どの地域の計測とどの地域の単価なのか、それを一致させまして、なるべくそこを限定した形で、それ以外の地域の方はぜひQRコードに誘導して、自分の単価を当てはめたり、それから、測定する熱需要も当てはめていただいた形で、比較をして、その結果として、よいガス機器、自分に合ったガス機器を選んでいただければと思います。その意味で4人世帯でございますし、4人世帯じゃない方はQRコードを通じて、実際の省エネの性能であるとか、それから、3人世帯になった場合の性能であるとか、それから、単価といったところを反映しまして、具体的に計算ができるのかなということでもあります。このため、東京・大阪という形で限定でございます。

また、今回、議論を通じて指摘いただいた点を踏まえて、今後とも改善するべき点があれば改善を検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○神取省エネルギー課課長補佐

中村委員、天野委員から御指摘いただいた点について、回答させていただきます。

消費者への誤解を与えないようにしたほうがいいのではないかというお話があったかと思っております。我々といたしましても、消費者に誤解を与えないように、今後工夫していきたいと思っております。また、消費者向けへのパンフレットですとか、消費者に分かりやすいカリキュラム等を準備し、普及啓発に努めたいと思っております。

また、地域差の乖離がないか、チェックしてはどうかというお話があったかと思いますが、こちらにつきましても、随時データを確認していきたいと考えてございます。

QRコードの話で、デフォルト値で今回示した単価が入っているかといったところでございますが、QRコードからHPに飛んだときには、デフォルト値として、今回示した単価が用いられ

るような形を考えてございますが、御自身、消費者の方が違う単価の場合は、その違う単価というのを入れていただければ、消費者の世帯人数、地域に合った目安料金が出てくるといったようなものになるように、システムを構築できればと考えてございます。

○江澤省エネルギー課長

すみません、もう1点補足です。省エネ課長、江澤です。

川上オブザーバーと本荘オブザーバーから、7ページの、①なのか、②なのかという点でございいます。

今回、東京・大阪という形で地域を限定したので、計測自体は6地域でやっているわけです。条件は6地域ですけれども、単価については東京・大阪で、表記も東京・大阪なので、東京・大阪に限定した形というふうにしています。

可能であれば、①の形が望ましいのかなとは考えているんですけれども、そのデータの入手の問題で、どうしても取りにくいところは②を取るということでございます。

他方、電気も①と②の間のようなものなんじゃないかと本荘オブザーバーから御指摘いただいたとおりで、まさにそうでした、含む地域ということなんで、かなり大都市圏、東京・大阪の影響がもともと②についても大きいのかなとは思っております。②に統一するというよりも、むしろ①で、それが不可能な場合には②なんです、電気についても①と②の、LPも灯油もそうですけれども、①と②の間、全体というよりは、むしろどちらかといえば大都市圏、東京・大阪に近いウェイトが大きいのではないかと、そういったこととございます。

以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

ただいまの事務局からの回答を踏まえて、委員の皆様から御発言を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。御発言希望の場合、チャット機能でその旨お知らせください。

オブザーバーの皆さん、よろしいでしょうか。発言希望される場合、チャット機能でお知らせください。

ありがとうございます。

それでは、議題1の「温水機器の料金単価の設定について」の案につきまして、御了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、御了承いただいたものとさせていただきます。

御指摘いただいた点につきましては、今後の行政に反映されるものと思っております。

②取りまとめ（案）について

○渡辺座長

それでは、続きまして第2、議題の2「取りまとめ（案）について」、事務局より御説明をお願いいたします。

○神取省エネルギー課課長補佐

資料2に基づきまして、取りまとめ案について説明させていただきます。取りまとめ案につきましては、これまで議論いただいた内容になりますので、修正箇所のみ説明させていただきます。まず、4ページ目を御覧ください。

2ポツ、目安年間エネルギー使用料金等についての（1）の各エネルギーの単価設定の部分になります。

各エネルギー単価設定の考えにつきましては、議題1の内容を踏まえ、赤字の部分修正させていただいております。

また、5ページ目に各エネルギー単価を掲載させていただいておりますが、こちらも単価を修正させていただいております。

また、同じように、別添2の資料も今回の議論も踏まえて修正させていただいております。

続きまして、8ページ目を御覧ください。3ポツの省エネルギーに向けた提言についての部分でございます。

前回ワーキンググループでの御意見を踏まえて、一部修正させていただいております。修正させていただいた部分は、（4）の政府の取組の②の部分と⑤の部分になります。

②の部分でございますが、「省エネ性能の優れた機器の選択を促すため新しい「統一省エネラベル」等の認知度を高めるよう、小売店・ECサイトでどのくらい提示されているのかやQRコードの活用実態を把握し、普及啓発等の必要な措置を講ずるよう努めること。」としてございます。

⑤につきましては、「小売事業者表示制度について、認知度や省エネ性能の優れた製品の選択の一助になっているかを定期的に検証を行い、必要に応じて見直しを行うよう努めること。」、このように修正させていただいております。

以上で資料2の説明を終了させていただきます。

○渡辺座長

ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御意見、御質問等をお受けしたいと思います。発言希望の方はチャ

ット機能でその旨お知らせください。

それでは、山川委員、お願いします。

○山川委員

どうもありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○渡辺座長

聞こえます。

○山川委員

取りまとめ案の記載自体についての意見は特にないんですけれども、8ページのところで、今御説明いただいた政府の取組の部分が、今回、ラベルを改定したことに関連して、大変重要なことだと思いますので、ぜひしっかりと実行していただければと思います。特に2番のQRコードの活用実態のところが気になるところというか、把握できていないところですので、今回特に十分な調査をしていただきたいと思います。

私自身としては、このQRコードは、消費者自身が自ら利用するというよりは、工務店の方に御説明の際に使用していただくということのほうが現実的には多いのではないかと考えていますので、この調査の際に、消費者自身が使ったのかとか、工務店の方に使って説明してもらったのか、そういう細かいところまでぜひフォローしていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○渡辺座長

ありがとうございます。

それでは、オブザーバーの川上さん、お願いします。

○川上オブザーバー

聞こえますでしょうか。

○渡辺座長

聞こえます。

○川上オブザーバー

今回検討されてきた温水機器を一くくりに、横断的に、星マークと年間光熱費という形で表現していただいたということは、使用者側にとっては省エネに寄与する機器を選択する上で非常に分かりやすい表示になったのかと思っております。非常にいい制度なので、今後の話ですけれども、早く新しい表示制度の実現に向けて進めていただきたいと思います。

以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

委員の小西委員、お願いします。

○小西委員

聞こえますでしょうか。

○渡辺座長

聞こえます。

○小西委員

今、川上さんの、オブザーバーの川上さんの御意見に本当に同意で、今日は目安料金表示、金額のところの審議だったので、金額にフォーカスした議論でしたが、ラベルには多段階評価のスコアも星マークもありますし、省エネ効率の情報もあります。消費者は、ラベルの他の情報、購入コストを勘案して購入を決めると思います。ですので、消費者が幅広く正確な情報で、購入を決定できることが大事だと思います。先ほども、オブザーバーの方から、逆に関東、関西の方が見なくなるのではという御懸念もありました。ですので、QRコードの活用の評価は、慎重にしていけばよいのではというふうに私は思っています。例えば4人家族じゃない方でも、東京・大阪の地域で、目安料金以外の指標を見て、購入決定の参考にできれば、ラベル自体は非常に機能しているってことだと思います。QRコードが活用されなかったから、駄目だからQRコードやめようとかではなくて、QRコードの活用が低いということは、ラベル自身が機能したという視点も必要だと思います。そこは、山川先生がおっしゃったみたいに、どういう方が使ったのかとか、どういう属性の方が使ったのかとか、地域はどこが利用が多かったのか、幅広い視点で、おおらかな気持ちで、QRコードを載せたことについての評価はしていただければいいのではないかと思います。

とにかく統一的に異なった熱源の機器を評価できるっていう、ファーストステップがなされたことは非常に意義があることだと思います。

以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

オブザーバーの笠間さん、お願いします。

○笠間オブザーバー

聞こえますでしょうか。

○渡辺座長

聞こえます。

○笠間オブザーバー

取りまとめ、ありがとうございます。

1点だけ。4ページ、5ページの各エネルギーの単価設定について、前回の本会議でも発言させていただきましたが、それぞれエネルギーの単位・熱量が異なりますので、公平公正な競争の立場から、例えばどこかに注釈を入れていただくなど工夫を、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○渡辺座長

ありがとうございます。

続きまして、オブザーバー、内海さん、お願いします。

○内海オブザーバー

内海でございます。聞こえますでしょうか。

○渡辺座長

聞こえます。

○内海オブザーバー

ありがとうございます。

今回も取りまとめ、ありがとうございます。

QRコードの部分の活用ということで、非常にこちら、省エネラベルのところに表示をいただきまして、逆に、先ほども委員の先生から、説明、販売員の方が説明についてといった部分の御説明あったかと思えますし、逆に、接客をする側の立場で申し上げますと、こういったツールをちょっと活用することで、よりお客様への理解度を深める、また、説明が分かりやすくなるといったところの部分は非常によいことかなというふうに感じております。

1点、要望なんですけれども、今回はガス温水器等含めて、こういった温水器関係ということの部分での表示となっておりますけれども、ほかにも省エネラベル、エアコンにしろ、また冷蔵庫、テレビ等々もございますので、ほかの分野にもこういったQRコード活用いただけると非常に、説明する側も同じフォーマットでお客様に理解を深められるかなというふうに考えておりますので。今回、初めてのトライアルと捉えておりますけれども、ぜひほかのところにも活用いただきたいなというふうに考えております。

以上です。よろしく願いいたします。

○渡辺座長

ありがとうございます。

それでは、事務局から必要な回答をお願いいたします。

○神取省エネルギー課課長補佐

御意見いただきましてありがとうございます。

山川委員、小西委員から御指摘いただきましたQRコードの活用といったところと、使用者の実態を把握してはというところがございますが、経済産業省としても、実行に移った後に、どういった活用実態になっているのかというのを随時確認していきたいと思っております。

川上オブザーバーからスケジュール感、早く進めてほしいという御意見があったかと思っております。我々としては、報告書を取りまとめ、告示改正のパブリックコメントをして、その後、告示の改正といった流れで進めさせていただければと思っております。時期につきましては、流動的なところがございますので、固まり次第、御連絡させていただければと思っております。

笠間オブザーバーから御指摘をいただきました発熱量の部分につきましては、一度内部で確認させていただければと思っております。

内海オブザーバーからQRコードについて、エアコン、テレビ、冷蔵庫等のほかの機器についても活用してはどうかというお話があったところがございますが、こちらにつきましては、ほかの機器も必要性というのであれば、検討していきたいと思っております。こちらにつきましては、まず温水器の話をお話させていただいたところがございますので、まずは温水器を進めさせていただいて、その後、ほかにも何かあれば、考えたいと思っております。

○江澤省エネルギー課長

経産省、省エネ課長、江澤です。皆さん、ありがとうございます。

最後、家電流通の、大手家電流通、内海オブザーバーから御発言いただきまして、まさに販売店で販売員の方に説明していただくツールとして活用いただけることで、よく御相談、御説明しながら、使いやすいツールを用意させていただきたいと思っております。

まず、ファーストステップということでございまして、この先、今、神取からもありましたけれども、必要性があればというよりも、これがさらにいいものとなっていったら、ほかの分野にも活用するべきものになれば、是非どんどん拡大をして、更にそういう機会というか、情報を得る機会を増やしていくような取組を考えていきたいと思っております。この点、まだ第1段階でございますので、御理解いただければと思っております。引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○渡辺座長

ありがとうございます。

以上の事務局からの説明に対して、さらに何か御発言ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議題2の取りまとめ案につきまして、御了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、議題2「取りまとめ（案）について」、御了承いただいたこととさせていただきます。

これで本日の議題は全て終了いたしました。本日は、温水機器を中心に一定の取りまとめを行うことができました。委員及びオブザーバーの皆様の御協力、ありがとうございました。

それでは、本日の議題全て終了となりますので、進行を事務局にお返しいたします。

(3) 閉会

○神取省エネルギー課課長補佐

事務局でございます。

渡辺座長、ありがとうございました。また、委員の皆様並びにオブザーバーの皆様も、御審議いただきましてありがとうございました。

今後のスケジュールですが、本日いただいた御意見を踏まえ、事務局において取りまとめ案を修正し、渡辺座長確認後、ワーキンググループの取りまとめとしてホームページに公表いたします。その後、私どものほうで告示案を作成いたしまして、パブリックコメントの募集を経て、告示の改正を実施する予定でございます。

本日は御審議に御協力いただきましてありがとうございました。

本日のワーキンググループはこれにて閉会いたします。ありがとうございました。

—了—